

平成23年度レギュラトリーサイエンス新技術開発事業  
お問い合わせに対する回答

応募要領15に記載されているとおり、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項以外のお問い合わせに対する回答については、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答内容をホームページにて広く周知させていただくこととしています。

平成23年1月24日までにあったお問い合わせと回答は以下のとおりです。

**Q. 協議会での応募を検討しているが、人件費又は試験研究機の賃金を計上する場合、協議会を構成する全ての試験研究機関について提出する必要があるか。**

A. 協議会を構成する試験研究機関のうち人件費又は試験研究費の賃金を計上する全ての試験研究機関について書類を提出していただく必要があります。なお、協議会において受託単価規程等を定めている場合には、これを提出していただければ結構です。

**Q. 人件費や試験研究費の計上に当たって、有給休暇の取扱について教えてほしい。**

A. 有給休暇に係る給与は委託費から支出できませんので試験研究機関において自己負担としてください。なお、実績単価を算定に係る「年間理論総労働時間」の計算においては有給休暇を考慮せずに算出してください。

**Q. 別紙3の1.(1)※1について、「時間単価については、契約締結時に・・・算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。」とあるが、契約締結後に非常勤職員を公募することから、契約締結時に設定した時間単価と必ずしも同じにならない可能性がある。この場合どのように対応すればよいか。**

A. 時間単価を変更する必要がある場合として、「事業従事者に変更があった場合」が挙げられます。ご質問の場合、事業に従事する者が変更となったとみなせるため、単価を変更して額の確定をしていただきます。

**Q. 新規に採用する非常勤職員の実績単価を算定する場合はどのように計算したらよいか。**

A. 同水準の給与を受けている者に係る実績をもとに算定してください。なお、

同水準の給与を受けている者がいない場合は、当人の月額給与等を基に推計してください。

**Q. 人件費の算定等における算出根拠となる書類とはどのような書類か。**

A. 人件費等の時間単価及び直接作業時間数の根拠となる書類として、時間単価を構成する要素（基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当等）、年間法定福利費等を構成する要素（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金等）及び年間理論総労働時間の根拠（年間所定営業日数及び所定労働時間）が記載されている必要があります。なお、各構成要素の金額は不要です。

**Q. 提案書（様式）の16ページに「農林水産省競争参加資格」の有無を記載する欄があるが、応募時に必要か。また、応募後に取得する必要はあるか。**

A. 応募時、応募後ともに必要ありません。